

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

宅建 2025 総まとめ講座 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
67	「1 免許の申請」 「複数の都道府県」 の「申請の方法」	主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県知事を経由して申請する 。	直接申請 する。	25/7/16
69	「2 宅建業者名 簿と変更の届出」 表の「変更後、30日 以内に届出が必要 な事項」	(iv)政令で定める使用人があれば、 その氏名 (v)事務所ごとに設置される専任 の取引士の氏名	(iv)政令で定める使用人があれば、 その氏名 ※ (v)の削除をお願いします。	25/9/10
69	「2 宅建業者名 簿と変更の届出」 表下	注：役員、政令で定める使用人、専 任の取引士は、氏名のみが登載 事項であり、住所や本籍等は登 載されない。	注1：役員、 政令で定める使用人 は 、氏名のみが登載事項であり、 住所や本籍等は登載されない。 注2： 専任の取引士の氏名は、宅 建業者名簿の登載事項ではな いが、変更の届出は必要である 。	25/9/10
69	「3 免許換え」 「手続」の「国土交 通大臣免許への免 許換え」	主たる事務所の所在地を管轄する 知事を経由して申請する。	直接申請 する。	25/7/9
130	問4 1行目	……宅地以外の土地を宅地に転用 した者は、……	…… 公共施設用地 を宅地に転用し た者は、……	25/8/13

以 上